

📌 雇用保険、労災保険、子ども・子育て拠出金の保険料率(2025年度)

保険の種類	保険料率	労使の負担分	徴収年齢
雇用保険 (一般事業の場合)	1.45% (全国一律)	会社負担: 0.90% 従業員負担: 0.55%	全年齢
労災保険	2.5/1000~88/1000 (事業の種類によって異なる)	全額会社負担	全年齢
子ども・ 子育て拠出金	0.36% (全国一律)	全額会社負担	70歳未満

雇用保険は労使の負担割合が異なる



社会保険の保険料率については59ページに掲載してあります。



📌 雇用保険は事業によって保険料が異なる(2026年3月31日まで)

事業の種類	保険料率	会社負担	従業員負担
一般の事業	1.45%	0.90%	0.55%
農林水産・清酒製造の事業	1.65%	1.00%	0.65%
建設の事業	1.75%	1.10%	0.65%

下2つ以外の事業はすべて「一般の事業」となる

園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖、特定の船員を雇用する事業については「一般の事業」の保険料率が適用される

雇用保険の保険料率は4月と10月に改定されることがあるので、最新の料率をチェックしましょう。



健康保険・厚生年金保険の保険料額表の見方(協会けんぽ・東京都)

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- 健康保険料率: 令和7年3月分～適用
- 厚生年金保険料率: 平成29年9月分～適用
- 介護保険料率: 令和7年3月分～適用
- 子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～適用

(東京支部)

(単位:円)

標準報酬	報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
		介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
		9.91%		11.50%		18.300%※	
等級	月額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満				
1	58,000		63,000	5,747.8	2,873.9	6,670.0	3,335.0
2	68,000	63,000	73,000	6,738.8	3,369.4	7,820.0	3,910.0
3	78,000	73,000	83,000	7,729.8	3,864.9	8,970.0	4,485.0
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,720.8	4,360.4	10,120.0	5,060.0
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,711.8	4,855.9	11,270.0	5,635.0
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,306.4	5,153.2	11,960.0	5,980.0
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,901.0	5,450.5	12,650.0	6,325.0
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,693.8	5,846.9	13,570.0	6,785.0
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,486.6	6,243.3	14,490.0	7,245.0
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,279.4	6,639.7	15,410.0	7,705.0
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,072.2	7,036.1	16,330.0	8,165.0
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,865.0	7,432.5	17,250.0	8,625.0
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,858.0	7,929.0	18,400.0	9,200.0
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,847.0	8,425.5	19,550.0	9,775.0
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,838.0	8,919.0	20,700.0	10,350.0
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,829.0	9,414.5	21,850.0	10,925.0
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,820.0	9,910.0	23,000.0	11,500.0
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,802.0	10,901.0	25,300.0	12,650.0
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,784.0	11,892.0	27,600.0	13,800.0
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,766.0	12,883.0	29,900.0	14,950.0
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,748.0	13,874.0	32,200.0	16,100.0
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,730.0	14,865.0	34,500.0	17,250.0
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,712.0	15,856.0	36,800.0	18,400.0

左の数字は健康保険料の等級、()内の数字は厚生年金保険料の等級

報酬月額が25万～27万円の場合は、この行を見る

保険料率は都道府県ごとに変わる

●報酬月額とは?

報酬月額

= 4月～6月の総支給額の平均

各種手当や時間外賃金などを含む

社会保険料の負担割合(2025年度、東京都の例)

社会保険	保険の種類	保険料率	会社負担	徴収年齢	保険料率の説明
			本人負担		
社会保険	健康保険料 (協会けんぽ)	9.91%	4.955%	75歳未満	保険料率は都道府県によって異なる
			4.955%		
	介護保険料 (協会けんぽ)	1.59%	0.795%	40～64歳	保険料率は全国一律
	厚生年金保険料	18.3%	9.15%	70歳未満	一般、坑内員・船員とも同じ保険料率に(2017年より)
			9.15%		

標準報酬月額

× 保険料率

÷ 2 =

給与から控除する保険料(本人負担分)

報酬月額(4～6月の平均給与)で決まる

報酬月額に含まれる給与
基本給、諸手当、通勤手当、残業代、賞与(年4回以上の場合)など

報酬月額に含まれない給与
退職金、祝い金、見舞金、賞与(年3回以下)、休業補償手当、傷病手当、出張費など